

第五条	両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。	両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。
第六条	両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。	両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。
第七条		日本国に居住する朝鮮民主主義人民共和国の公民は、日本国の法律によって基本的人権と民族的権利を保障される。
第八条		両締約国は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認し、かつて両締約国の関係が不正常であった時期に発生した遺憾な問題の結果について救済の努力をつづけることを確認する。 両締約国は、安全保障の確保と相互信頼の醸成に努力し、地域の平和と非核化のために協力することを確認する。
第九条	[第七条]この条約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。  以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。	この条約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにピョンヤンで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。  以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。